令和８年４月
国　　税　　庁

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第２条第７項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（令和８年国税庁告示第 15 号）の概要

１　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年財務省令第 18 号）において、関連者間取引に係る書類及びその保存の方法が定められたことに伴い、所要の整備を行うものである。

２　この告示は、令和８年４月１日から適用する。